

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成31年4月1日から<u>令和6年</u>3月31日までの5年間とする。 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 良質で安全な医療の提供 (1)および(2) (略) (3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供 公的医療機関として、結核・精神・<u>感染症等</u>の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。 (4)～(8) (略) 2～4 (略) <u>5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化</u> 災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。 <u>また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。</u> 第3～第5 (略)	第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成31年4月1日から<u>平成36年</u>3月31日までの5年間とする。 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 良質で安全な医療の提供 (1)および(2) (略) (3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供 公的医療機関として、結核・精神等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。 (4)～(8) (略) 2～4 (略) <u>5 災害時の体制強化</u> 災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。 第3～第5 (略)